

4 北斗園デイサービスセンター運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人容山会が開設する北斗園デイサービスセンター（以下「事業者」という。）が行う、指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援します。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 北斗園デイサービスセンター
- 二 所在地 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 看護師又は准看護師 2人（常勤職員1人、兼務1人）
検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行います。
- 三 介護職員 7人（常勤職員5人、兼務2人）
利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行います。
- 四 機能訓練員 3人（常勤職員1人、兼務2人）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- 五 生活相談員 3人（常勤職員1人、兼務2人）
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

第3章 営業日及び営業時間定員

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、12月31日～1月3日を除く。
- 二 営業時間 8時30分～17時30分

三 サービス提供時間 9時30分～16時40分

第6条（利用定員）

事業所の利用定員数は、1日32人とします。但し、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第4章 設備及び備品等

第7条（食 堂）

事業者は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えています。

第8条（機能訓練室）

事業者は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第9条（相談室）

事業者は、利用者に対する指定通所介護に供するための相談室を設けます。

第10条（その他設備）

事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条（通所介護の内容）

事業者は、通所介護計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、アクティビティ等を実施します。

第14条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を奮起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。
また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第15条（通常の実業実施地域）

通常の実業の実業実施地域は、国頭村、大宜味村の区域とします。

第16条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることが出来るよう留意するものとする。

- 2 事業者は、事業所内の機械及び器具を利用する際、必ず従業者に声かけをするものとする。

第17条（利用料及びその他の費用）

通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 通常の実業実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
 - 二 食事の提供に要する食材料費及び調理費用相当額、1食400円を徴収する。
 - 三 利用者が使用した紙オムツ・尿取りパット等の額は実費を徴収する。
 - 四 その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。
- 6 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。
- 7 通所介護の利用者は、利用した日の利用料を当日納付するものとする。なお、利用料等を銀行・農協口座、又は郵便振替等により納付する場合にはその月の利用料を翌月の25日に引き落としするものとし、振込み手数料等については利用者の負担とする。

第18条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第19条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、なお所定の場所以外は禁煙にご協力をいただきます。

第20条（飲酒）

通所介護利用中の飲酒は禁止です。

第21条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第22条（禁止行為）

利用者は次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第23条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次ぎの各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又はうけようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第24条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び庶規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第25条（衛生管理）

事業者は、感染症等の予防及びまん延防止するため、次の措置を講じます。

- 2 感染症等の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修及び訓練の実施
- 3 その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

第26条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

第27条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業所は、従事者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の自陣情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第28条(虐待防止)

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- 2 虐待防止に関する責任者の選定を行います。
- 3 虐待を防止するため従業者に対する研修の実施
- 4 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 5 その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

第29条(ハラスメント対策)

事業者は、ハラスメントの対策に関する責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

- 2 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 3 従業者の相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 4 その他ハラスメント防止のために必要な措置

第9章 緊急時・非常時の対応

第30条(緊急時の対応)

従事者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第31条(事故発生時の対応)

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、顛末記録、再発防止対策に務めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。但し、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第32条(非常災害対策)

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従事者に対し周知徹底を図るため、年に2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めます。

第33条(業務継続計画)

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

第10章 その他

第34条(地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど地域との交流に努めます。

第35条(勤務体制等)

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従事者の体制を定めます。

2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従事者によって行います。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第36条(記録の整備)

事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第38条(苦情処理)

事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調整に協力します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、沖縄県国民健康保険団体連合会又は沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の調査に協力するとともに、沖縄県国民健康保険団体連合会、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第39条(掲 示)

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第40条(協力病院等)

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定めておきます。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定めておきます。

第41条(その他)

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成12年10月1日から施行する。
この規程は、平成13年9月1日から施行する。
この規程は、平成14年2月1日から施行する。
この規程は、平成14年9月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年7月1日から施行する。
この規程は、平成16年10月1日から施行する。
この規程は、平成17年2月1日から施行する。
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年6月1日から施行する。
この規程は、平成19年5月1日から施行する。
この規程は、平成19年6月1日から施行する。
この規程は、平成19年8月1日から施行する。
この規程は、平成20年1月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規定は、平成27年4月1日から施行する。
この規定は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年2月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和5年5月1日から施行する。